

知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

令和8年
3月号

協会けんぽ鹿児島支部からの お知らせ

職場内で
回覧を
お願いします



協会けんぽ鹿児島支部 移転のお知らせ

協会けんぽ鹿児島支部は、**令和8年5月7日(木)**に以下のとおり移転します。

移転日

令和8年 **5月7日(木)**

新住所

〒890-8640
鹿児島市武1丁目2番10号
JR鹿児島中央ビル9階

最寄り駅

JR「鹿児島中央駅」
鹿児島市電「鹿児島中央駅前」

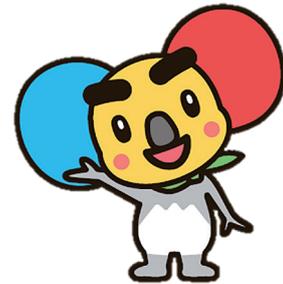
電話・FAX

電話 : 099-219-1734(代表)
FAX : 099-252-7501

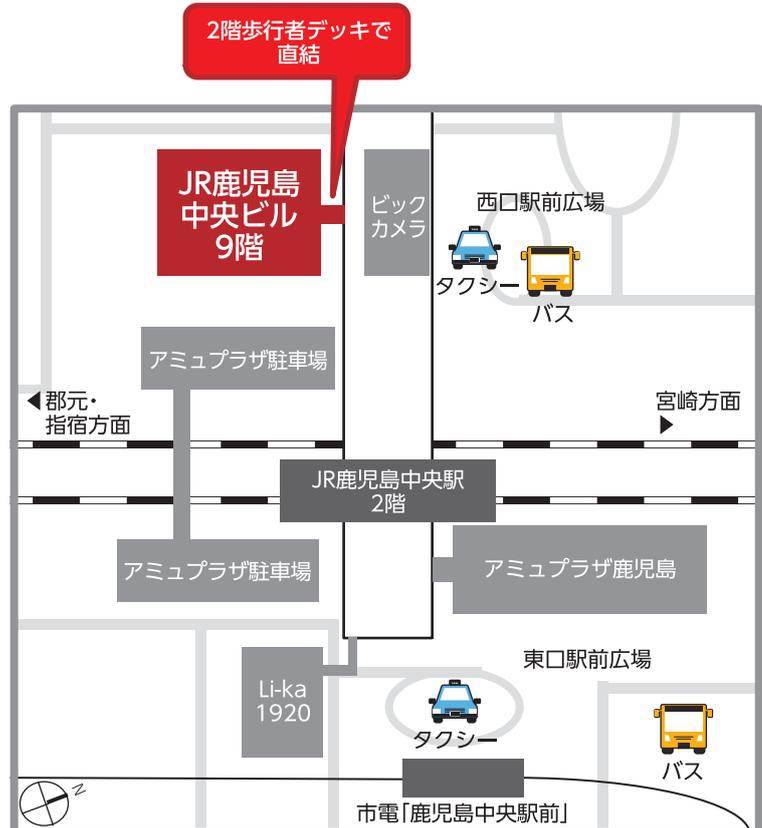
営業時間

8時30分～17時15分
※土日祝、年末年始を除く

移転の詳細は
こちらから↓



協会けんぽ
鹿児島支部
キャラクター
かごろ



令和8年度の健診案内について

令和8年度の健診案内を下記の日程でお送りいたします。ご案内が届きましたら、内容をご確認いただき、希望する健診機関へご予約をお願いします。年に1回、健診でご自身のからだをチェックしてみましょう！

健診名	対象者 若年層 NEW!	発送時期	送付先	送付物
生活習慣病予防健診	20歳、25歳、30歳、 35歳～74歳までの 被保険者	令和8年 3月下旬	事業所様	案内と 対象者一覧
人間ドック健診 NEW!	35歳～74歳までの 被保険者	令和8年 3月下旬	事業所様	生活習慣病予防 健診の案内に同封
特定健診	40歳～74歳までの 被扶養者	令和8年 3月31日より 順次発送	被保険者様のご自宅	案内と 受診券(セット券)※

令和8年度の健診について
詳しくはこちら▶



※受診時に必要ですので無くさないように保管してください。

退職後に任意継続保険の加入を希望される方へ

健康保険制度では、被保険者(加入者ご本人)が退職等により健康保険の資格を喪失した際に下記の加入条件を満たしていれば、引き続き「任意継続被保険者」として健康保険に加入することができます。

加入条件

- 退職日(資格喪失日の前日)までに、継続して**2ヵ月以上**の被保険者期間があること。
- 退職日の翌日(資格喪失日)から**20日以内(必着)**にお住まいの都道府県にある協会けんぽの支部に任意継続資格取得申出書を提出すること。

申請の注意点

★各種認定証等をお持ちの方

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を利用していた方は、認定証等の交付申請が再度必要となります。(*被保険者の住民税が課税かつマイナ保険証を利用されている方は、限度額適用認定証の作成は必要ありません。)

★よくあるご質問Q&A

- ★各種申出書をダウンロード
- ★申請に必要な書類 など

詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

協会けんぽ 任意継続

★オンラインで各種申出ができる電子申請が始まっています。

詳しくはこちら▶



コミュニケーションロゴが誕生しました!



「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ

全国健康保険協会
鹿児島支部

電話番号・FAX番号

TEL:099-219-1734(代表)
FAX:099-219-1743

メルマガの
登録はコチラ



LINEの
登録はコチラ



~協会けんぽ鹿児島支部ホームページ~



協会けんぽ鹿児島

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10
鹿児島中央ビルディング6階

